

小田原市競輪事業臨時従業員の給与の種類及び基準に関する条例をここに公布する。

平成30年 3月 5日

小田原市長 加藤 憲 一

## 小田原市条例第 1 号

小田原市競輪事業臨時従業員の給与の種類及び基準に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、本市が行う競輪（自転車競技法（昭和23年法律第209号）による自転車競走をいう。以下同じ。）の開催事業（以下「競輪事業」という。）に従事する臨時従業員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 臨時従業員 地公労法附則第5項の規定により労働関係その他身分取扱いについて地公労法の規定が準用される職員であって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項の規定により、本市が競輪を開催するときその他市長が必要と認めるときに、期日を定めて臨時に雇用されるものをいう。
- (2) 臨時従業員登録簿 現に臨時従業員として雇用されていない者であって臨時従業員として雇用されることが予定されているもの及び現に臨時従業員として雇用されている者に係る氏名、住所、登録年月日その他雇用に必要な事項を記載した名簿をいう。

(給与の種類)

**第3条** 臨時従業員の給与の種類は、基本賃金及び手当とする。

- 2 基本賃金は、市長が定める勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。

3 手当の種類は、通勤手当、時間外勤務手当、年末年始手当、特定職務手当、一時手当、記念手当及び退職手当とする。

(基本賃金)

**第4条** 基本賃金は、日額とし、神奈川県における最低賃金法(昭和34年法律第137号)第9条第1項に規定する地域別最低賃金及び同法第15条第1項に規定する特定最低賃金、本市以外の競輪施行者が行う競輪事業に従事する者(臨時従業員と同等の職務に従事する者に限る。)に係る基本賃金に相当する賃金の額の実情並びに本市の競輪事業の経営状況を考慮して定める。

(通勤手当)

**第5条** 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする臨時従業員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の者であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)その他市長が特に認める臨時従業員に対し、その勤務した日について支給する。

(時間外勤務手当)

**第6条** 時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた臨時従業員に対し、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

(年末年始手当)

**第7条** 12月31日から翌年の1月3日までの間において、小田原市自転車競走実施条例(昭和37年小田原市条例第41号)第2条第1項の規定に基づき市長が定めた競輪の開催日に勤務した臨時従業員には、本市の競輪事業の経営状況その他の事情を考慮し、年末年始手当を支給することができる。

(特定職務手当)

**第8条** 特定職務手当は、市長が定める特定の職にある臨時従業員が、当該特定の職の職務に従事した場合に支給する。

(一時手当)

**第9条** 6月1日及び12月1日にそれぞれ臨時従業員登録簿に登録されている者には、その勤務実績に応じて、本市の競輪事業の経営状況その他の事情を考慮し、一時手当を支給することができる。

(記念手当)

**第10条** 市長が別に指定する競輪の開催期間における勝者投票券の売上金（勝者投票券の発売金額から自転車競技法第14条第6項の規定により返還すべき金額を差し引いたものをいう。）の額が一定の額を超えたときは、当該競輪の開催日に勤務した臨時従業員には、記念手当を支給することができる。

（退職手当）

**第11条** 退職手当は、臨時従業員登録簿に登録された期間が1年を超える者が退職（臨時従業員登録簿からその者に係る記載事項が消除されることをいう。以下同じ。）をしたときに、その勤務実績に応じて、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、臨時従業員が次の各号のいずれかに該当して退職をした場合にあつては、市長は、当該臨時従業員に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

(1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分を受けたとき。

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）をしたとき。

(3) 地公労法附則第5項において準用する地公労法第12条の規定により解雇されたとき。

(4) その他前3号に掲げる事由に準ずる事由に該当したとき。

3 退職をした者であつて、臨時従業員登録簿に登録されていた期間に前項第1号に規定する処分を受けるべき行為をしたと認められるものに係る退職手当については、市長は、支払われる前にはその支給を差し止め、又は制限し、支払われた後にはその全部若しくは一部を返納させ、又は当該退職手当の額の全部若しくは一部に相当する額を納付させることができる。

（給与の減額）

**第12条** 臨時従業員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に市長の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの基本賃金の額を減額して支給する。

（適用除外）

**第13条** 第9条及び第11条第1項の規定は、臨時従業員登録簿に登録された者のう

ち、65歳に達する日の翌日の属する年度の末日をもって退職をした者であって、特に希望することにより再び雇用されたものには、適用しない。

(委任)

**第14条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に市が支給した臨時従業員の給与に相当する給付は、この条例の規定により支給した給与とみなす。